

集落営農組織対象

農業用機械貸与事業のご案内



茨木市では、農業者の高齢化や後継者不足に対応するため、集落等を単位とした営農の取組を促進しており、一部の地域では組織化が進んでいます。

現在、組織内では個人持ち機械で作業をされていますが、機械の老朽化に加えて、作業面積の増による機械の大型化が見込まれ、導入経費の負担が困難であると聞いております。

そこで、本市におきましては、平成29年度新規事業として集落営農組織を対象に農業用機械貸与事業を実施します。

平成30年1月

茨木市産業環境部農とみどり推進課

【集落営農組織対象 農業用機械貸与事業 貸与基準】

○貸与対象者 下記の要件をすべて満たす集落営農組織。

- ・構成員が属する実行組合の組合員数の3分の2以上が加入し、加入者の農地が当該実行組合に属する農家が有する農地の2分の1以上あること。
- ・定款又は規約を定め、定時総会を開催していること。
- ・集落営農名義の通帳を作り、組織として農業生産や受託農作業、農産物販売を行っていること。
- ・1ha以上の受託面積を有し、受託した農地が遊休化していないこと。

○貸与対象農業用機械

(種類)トラクター、田植機、コンバイン、

(選定基準)

リース機械名	受託面積			
	1ha以上3ha未満	3ha以上5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上
トラクター	15～24ps以下	25～34ps以下	35～54ps以下	左記以上
田植機	4条植以下	5条植以下	左記以上	同 左
コンバイン	2条刈以下	3条刈以下	4条刈以下	左記以上

○貸付方法

- ①農業用機械の貸与を受けようとする者は、貸与事業申請書と添付資料を市に提出する。

(添付資料)

定款及び規約の写し、設立総会の議事録、構成員名簿、営農計画書、集落営農名義の通帳の写し、保管場所位置図、決算報告書（新設の場合は設立総会議案書）、確約書、区域図、農作業受託料金標準表

※法人の場合は登記事項証明書

- ②申請書の内容を審査した結果、適当と認めたときは、農業用機械貸与事業契約書を締結し、市は作業内容に適した農業用機械を購入後、貸し出す。

※借受者は保険に加入すること。

○貸与期間 10年間。

○貸与料

借受者は、貸与機械の購入費の100分の5を年間貸与料として、貸与期間中毎年支払う。（10年で購入金額の50%を負担）

○譲与

貸与期間が満了した時は、農業用機械を借受者に譲与する。